

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審										
風	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
東京	相続税		国(目黒税務署長)	係属	本件各土地のうち相手側が代表取締役を務める法人を使用者とする部分の時価	26	1	石井松務官 南詔実査官	東京地方2		R1.9.30	R5.1.26	棄却	東京高等11		R5.2.14										
大阪	法人税		国(東山税務署長)	係属	特別民法法人から一般財団法人への移行時に有する資産等の帳簿価額は、原告会社が決算修正により計上した有価証券の簿価替え及び減価償却資産の帳簿価額の減額をする前の金額か、簿価替え及び減額した後の金額のいずれの金額か。	25/3~ 27/3/ 28/3	1	初山松務官 松瀬総括 長西専門官 菊地実査官	東京地方38		R1.10.15	R5.2.17	全部敗訴	東京高等21		R5.3.3										
名古屋	法人税		国(沼津税務署長)	係属	本件賃貸料は、原告の収入として益金の額に算入すべきか否か。本件金員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の額」に該当するか否か。	25/12~ 28/12	1	堀本松務官 鈴木実査官	静岡地方2		R1.10.1															
東京	法人税		国(京橋税務署長)	完結	原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。(消費税)	26/6~ 28/6	1	岡村松務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2	R5.5.12	一部敗訴													
東京	法人税		国(京橋税務署長)	完結	原告らがした各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規定する更正の請求ができる場合に該当するか否か。具体的には、原告らが費用として計上した各飲食等代金の額は、原告らの業務に関連した費用の額であるか否か。(消費税)	26/10~ 28/10	1	岡村松務官 今村実査官	東京地方3		R1.12.2	R5.5.12	一部敗訴													
関西	所得税		国(所沢税務署長)	完結	原告が行った各修正申告について、錯誤による無効が認められるか否か(消費税)	21~27	2	増村松務官 小谷野専門官 山崎実査官	東京地方38		R1.12.5	R4.9.9	却下 棄却	東京高等9		R4.9.21		R5.4.19	棄却							
東京	所得税		国(杉並税務署長)	係属	相手側に対する更正処分に係る通知書の理由記に不備があるか否か。 相手側は債務免除を受けたか否か。 相手側が債務免除を受けたと認められる場合、債務免除益の価額は、一時所得に係る総収入金額に算入すべきか否か。 債務免除益の価額を一時所得に係る総収入金額に算入する場合、銀行との和解に至るまでに要した訴訟費用及び弁護士費用の合計額は、所得税法34条2項に規定する「その収入を得るために支出した金額」に該当するか否か。	28	1	森本松務官 木村主査	東京地方51		R1.12.4	R5.3.14	一部敗訴	東京地方51		R5.3.28										
関西	所得税		国(水戸税務署長)	係属	不当利得返還請求。仮執行宣言申立てあり。原告が行った2回の修正申告は、いずれも無効であるか否か。(本人訴訟)	26	1	近間松務官 小谷野専門官 齋藤実査官	水戸地方2		R1.12.26	R4.5.26	棄却	東京高等23		R4.6.10		R5.1.18	棄却	最高二小		R5.2.1		相手側		
東京	所得税		国(旭税務署長事務承継者神田税務署長)	係属	(1) 相手側が主張する立替経費は、本件各年分の必要経費と認められるか。 (2) 本件調査において本件調査結果説明が行われずに更正処分がされたことは、国税通則法が規定する調査手続に反するか。(本人訴訟)	24~26	2	高梨松務官 中藤専門官	大阪地方2		R1.9.26	R4.11.30	棄却	大阪高等14		R4.12.9										
東京	法人税		国(麹町税務署)	完結	本件に係る税務調査に課税処分を取り消すべき違法があるか否か。 相手側のシンガポール関係会社の株式を間接保有する団人が特殊関係非居住者に該当するか否か。 相手側のシンガポール関係会社について、措置法66条の第3項の適用があるか否か。具体的には、当該関係会社の主たる業務は「水運業」であるか又は「卸業」であるか。	26/1~ 29/1	1	平山松務官 渡野実査官	東京地方2		R2.1.31	R5.3.16	棄却													
東京	法人税		国(神楽川税務署長)	係属	英領バミューダ諸島に所在する原告の特定外国子会社等の収入保険料のうち、メキシコ合衆国に所在する原告と特殊の関係のある法人が現地の保険会社との間で締結した生命保険を元受保険とする再保険契約に係る収入は、関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保障の目的とする保険に係る収入保険料に該当し、非関連者基準を満たすか否か。	29/3	3	木村主任松務官 世古実査官	東京地方2		R2.3.4	R4.1.20	棄却	東京高等15		R4.2.4		R4.9.14	全部敗訴	最高一小		R4.9.28		国側		
東京	相続税		国(川崎北税務署長)	完結	相続財産である土地の価額(相続税法22条に規定する時価)を旧評価通達24-4(広大地の評価)の定めにより評価すべきか否か	27	1	北村主任松務官 小林実査官	東京地方36		R2.5.1	R4.5.17	棄却	東京高等10		R4.5.26		R4.11.24	棄却	最高一小		R4.12.6		相手側	R5.5.25	不受理

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審		控訴審				上告審														
届	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
仙台	法人税		国(仙台北 税務署長事務 承継者仙台 中税務署長)	係属	消費税 外注費の過大計上、損損失計上漏れ及び損害賠償請求権計上漏れに対する更正処分及び加重算税賦課の適否	24/9~ 29/9	1	林松務官 山内松務官 佐藤実査官	仙台地方2		R3.4.19														
大阪	所得税		国(西宮税 務署長事務 承継者芦屋 税務署長)	係属	司法修習生が最高裁判所から支給を受けた基本給 付金は所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金に 該当して非課税所得となるか	30	1	北村松務官 後谷総括 阪巴主査 階戸実査官 永尾実査官	大阪地方7		R3.5.11	R4.12.22	棄却	大阪高等7		R4.12.26	相手側								
広島	法人税		国(廿日市 税務署長)	係属	地上権設定契約に基づく権利金5億円を所得金額に 計上すべきか否か 権利金を計上しなかったことは、原告の隠蔽と評価す べき行為に該当するか否か	30/3	2	水田主任松務官 村岡松務官 和久里専門官 高橋実査官	広島地方2		R3.5.31														
東京	消費税		国(本所税 務署長)	係属	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用 建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費 税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等に のみ要するもの」と「課税資産の譲渡等その他の資 産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当す るか。	27/4 ~ 30/4	1	岡村松務官 野村専門官	東京地方3		R3.6.8														
東京	法人税		国(東京上 野税務署長)	係属	法人税法81条の9第2項の規定に基づき、被合併法 人の同法57条2項に規定する未処理欠損金を原告の 連結欠損金額とみなし、同法81条の9第1項の規定を 適用して当該連結欠損金額に相当する金額を積金の 額に算入したことは、同法132条の2に規定する「法人 税の負担を不当に減少させる結果となると認められ るもの」に該当するか。	29/3	3	小西松務官 吉川実査官	東京地方3		R3.4.30														
福岡	法人税		国(行橋税 務署長)	係属	青色申告承認取消処分適法性(2期連続期限後申 告となったことに納税者の責めに帰すべき事由がある か否か)	1/6	1	松隈松務官 吉開実査官	福岡地方1		R3.6.25	R4.12.14	棄却	福岡高等4		R4.12.20	相手側								
東京	法人税		国(損預責 務署長)	係属	1 相手側の役員が負った第三者に対する損害賠償 金等は、本件各事業年度の法人税の所得金額の計 算上損金の額に算入されるか否か。 2 上記損害賠償金に係る訴訟費用(弁護士費用) は、本件各課税期間の消費税の課税仕入れに係る支 払対価の額に算入されるか否か。 3 上記損害賠償金等について、相手側に源泉徴収 義務があるか否か。 (消費税)	26/9/ 28/9	1	高梨松務官 山崎実査官	横浜地方1		R3.6.9														
東京	所得税(源泉)		国(川崎商 税務署長)	完結	相手側が非居住者等に支払った旅費等に相当する額は、国内源泉所得に該当し、その支払につき相手側 に所得税法212条1項に規定する源泉徴収義務がある か否か。	27/2.7.1 0.11、 28/1~ 3.8.12、 29/6.9.1 2、 30/1.2.4 6.7.9.10	1	木村主任松務官 松永実査官	東京地方3		R3.7.7	R4.9.14	棄却	東京高等23		R4.9.29	相手側	R5.4.26	棄却						
東京	消費税		国(芝税務 署長)	係属	課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている販売用 建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費 税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等に のみ要するもの」と「課税資産の譲渡等その他の資 産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当す るか。	27/3~ 31/3	3	森田松務官 依田主査	東京地方51		R3.6.25														
東京	消費税		国(新富税 務署長)	完結	本件課税期間について簡易課税制度を適用した本件 更正処分は不当か否か。 (本人訴訟)	30/3	1	岡村松務官 今村実査官	東京地方51		R3.7.21	R4.4.12	棄却	東京高等17		R4.4.21	相手側	R4.10.26	棄却	最高二小		R4.11.14	相手側	R5.4.5	取下げ
大阪	所得税		国(西税務 署長)	係属	外国子会社合算税制の適用可否(①居住者該当 性、②特定外国子会社該当性)	25~29	2	今田松務官 後谷総括 上田専門官 荒木実査官	大阪地方2		R3.8.3														
福岡	所得税(譲渡)		国(八幡税 務署長)	係属	①原告が過去に支出した借入金利息等の取得費該 当性 ②原告が取得した資産の措置法第37条適用の可否 (本人訴訟)	25	1	宮崎松務官 後藤実査官	福岡地方1		R3.8.3														
大阪	相続税		国(芦屋税 務署長)	未確定	決定等通知書の理由附記に不備があるか	28	1	久恒松務官 角田専門官 市原実査官	大阪地方7		R3.8.20	R4.9.22	棄却	大阪高等10		R4.10.3	相手側	R5.3.16	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等				第一審				控訴審				上告審									
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	
関信	法人税		国(東松山 税務署長)	係 属	①貸倒損失否認の違法性の有無 ②債務免除(債権放棄)額の寄付金の額の妥当性	27/4~ 31/3	1	増村松務官 宮坂専門官 山崎実査官	東京地 方38		R3.9.10													
福岡	所得税		国(久留米 税務署長)	係 属	①事業所得の推計方法の合理性(推計事案)(消費 税) ②調査終了の際の手続の違法性 ③決定処分は理由附記不備か否か	26~30	1	宮崎松務官 古賀主査	福岡地 方1		R3.8.19													
名古屋	法人税		国(名古屋 西税務署 長)	係 属	消費税 本件委員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の 額」に該当するか否か。	27/3~ 30/3	3	伊藤松務官 宮崎実査官	東京地 方38		R3.8.31													
名古屋	法人税		国(名古屋 西税務署 長)	係 属	消費税 本件委員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の 額」に該当するか否か。	27/3~ 28/9	3	伊藤松務官 宮崎実査官	東京地 方38		R3.8.31													
名古屋	法人税		国(熱田税 務署長)	係 属	消費税 本件委員は、法人税法37条7項に規定する「寄附金の 額」に該当するか否か。	27/3~ 30/3	2	伊藤松務官 宮崎実査官	東京地 方38		R3.8.31													
東京	消費税		国(厚木税 務署長)	係 属	(1)本件原状回復相当金について、法人税の所得金 額の計算上益金の額に算入すべき事業年度及び消 費税の課税資産の譲渡等の対価の額に算入すべき 課税期間はそれぞれいつか。 (2)本件課税仕入れは、個別対応方式の計算上、課 税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して 要する課税仕入れに該当するか否か。	29/2、 30/6	1	小西松務官 山本実査官	東京地 方51		R3.8.11													
東京	法人税		国(豊島税 務署長)	未 確定	相手側は、日本とアラブ首長国連邦との間の租税条 約4条1項に規定する「一方の締約国の居住者」に該 当するか否か。 (本人訴訟)	27/12~ 28/12	3	平山松務官 赤岩実査官	東京地 方38		R3.8.25	R5.5.30	棄 却											
大阪	法人税		国(門真税 務署長)	係 属	①国外関連者に対する株式の譲渡にいて、寄附金課 税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ②本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か	29/3	3	松帆松務官 松瀬総括 長西専門官 河崎実査官 野村実査官	東京地 方3		R3.9.27													
熊本	法人税		国(熊本西 税務署長)	係 属	水産物卸業を営む原告の本件現金仕入れ(パツ買 い及び浜買)は実在の取引か否か。	25/2~ 31/2	1	福田松務官 嶋野主査	福岡地 方1		R3.9.13													
広島	所得税		国(岡山東 税務署長)	係 属	原告の本件年分の所得金額の計算上、連帯保証債 務により差し押さえられた給与の額を総収入金額から 差し引くべきか否か (本人訴訟)	30	1	村岡松務官 高橋実査官	東京地 方38		R3.9.21	R5.1.17	棄 却	東京高 等7		R5.2.3		相 手 側						
大阪	所得税		国(芦屋税 務署長)	係 属	理由附記の不備の有無 本件分配金に預金に係る利子等が含まれるか否か 刑事裁判及び民事裁判に係る弁護士費用の必要経 費該当性	26	1	小谷松務官 後谷総括 成巳主査 階戸実査官	東京地 方51		R3.10.6													
大阪	相続税		国(東税務 署長)	係 属	原告に弁解、防禦の機会を与えずに行った更正処分 は憲法31条に違反するか 相続財産でない相続分の譲渡に課税することは憲法 30条、84条に違反するか	27	1	松本松務官 角田専門官 植西実査官	大阪地 方7		R3.10.14	R4.4.14	棄 却	大阪高 等14		R4.4.26		相 手 側	R4.12.2	棄 却	最高三 小		R4.12.14	相 手 側
金沢	国賠		国	係 属	納税者所有の田畑への立入行為により、被告は国 家賠償法1条1項の損害賠償が認められるか否か。 (請求金3,000千円、仮執行宣言あり)	-	1	高畑主任松務官 青木松務官 齋口実査官	東京地 方37		R3.9.28													
大阪	所得税		国(奈良税 務署長)	係 属	司法修習生が最高裁判所から支給を受けた基本給 付金は所得税法第9条第1項第15号に規定する学費 金に該当して非課税所得となるか (本人訴訟)	30	1	北村松務官 後谷総括 成巳主査 永尾実査官	奈良地 方		R3.10.7	R5.2.14	棄 却	大阪高 等2		R5.2.27		相 手 側						

